

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和 5 年 3 月 1 3 日

○出席委員（12名）

委員長 坂倉 広子
委員 南川 則之
委員 瀬崎 伸一
委員 奥村 敦
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀男

議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也
委員 濱口 正久
委員 片岡 直博
委員 河村 孝
委員 浜口 一利
委員 世古 安秀

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 平山 智博

(午後 2時05分 再会)

○坂倉広子委員長 それでは、会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日も協議いただく案件は、事項書のとおりです。

それでは、協議事項1、鳥羽市議会議員政治倫理条例及び鳥羽市議会会議規則の改正についてを議題といたします。

詳細については事務局より説明します。

○平山次長兼議事総務係長 すみません。事務局です。それでは、条例の改正のほうなんですけれども、鳥羽市議会政治倫理条例のほうですね、鳥羽市議会の会議規則のほうの改正について事務局のほうから説明のほうさせていただきます。

まず、鳥羽市議会政治倫理条例のほうなんですけど、こちらにつきましては条ずれのほうが発生しております。令和4年3月の改正のときに、第3条(宣誓書の提出)というのを追加したときに、こちらは第3条から第4条へと条ずれが生じたんですけれども、第6条の本文中に「第3条の」というふうに書いてあるんですけれども、そちらが本来、第4条になっているべきものがまだ変わっていませんでしたので、所要の改正のほうさせていただきます。これについては、本当に条がずれているだけですので、条のずれを適正に直していきたいなと思います。

続きまして、鳥羽市議会会議規則の改正についてなんですけど、こちらについて、オンラインでの委員会のほうを開ける形にはもう改正のほうはされているんですけれども、採決についてが明文化されていませんでしたので、表決ですね。オンライン表決についての明文化のほうをしていきたいという改正となっています。

第126条のところですね。第126条のところ、「表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。」というふうな条文になっているんですけれども、こちらについてただし書のほう追加させていただいて、後ろに「ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りではない。」という条文のほう追加しまして、会議室にいらなくてもオンラインにより表決のほうに参加できる旨をここで追加のほうしたいと思います。

ちなみに、この法第109条の第9項につきましては、参考としまして、下段のほうに地方自治法の第109条の第9項について記載をさせていただいています。読ませていただきますと、「前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。」となっておりますので、この条例のほうで定めていく形で定めさせていただければと思います。

続きまして、同じく会議規則のほうなんですけれども、他の会議のオンライン開催というものについて書かせていただいたんですけれども、今、常任委員会のほうにつきましてはオンラインのほうの開催はできるようになっているんですけれども、全員協議会や広報広聴委員会のほうについてもオンラインで開催を可能とすべく、条文のほう追加する形となっています。

こちら、第163条の2という形で追加のほうさせていただくんですが、こちらについてちょっと読ませて

いただきますと、「第163条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議の場を開くことができる。」というふうな規定となっております。

参考としまして、「協議又は調整を行うための場」というのを、第163条について下段のほうに書かせていただいております。こちら、どういったものが協議の場としてあるのかというのが、別表のほうにあります。全員協議会と広報広聴委員会がこの規則で定められておりますので、こちらについてもオンラインでの開催ができるように第163条の2というものを追加する形での改正案となっております。

新旧対照表のほうと、あと変更前の条例についてもドライブのほうに入れさせていただいておりますので、またそちらのほうもご確認いただければと思います。条例の改正については以上となります。

説明は以上です。

○坂倉広子委員長 事務局の説明は終わりました。

事務局の説明についてご質問はございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 これ、ちょっと確認ですけれども、委員会も本会議も全てオンラインで、しかも表決までできるというところのくくりでいいのかな、会議規則にこれを載つけるということは。

○坂倉広子委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 いえ、これは、あくまで委員会のほう。本会議のほうは、まだちょっとこれができない形になっています。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 ちょっと今、そのファイルを持っていないのであれなんですけれども、オンラインによるところの表決の意思表示の仕方って明確にしていまして。前回、起立によるものというふうに表決の場合は決められていたものを、その限りではないという条項追加したと思うんですけれども、オンラインにおいても議長ないし委員長がそれを認めれば、それを踏襲するという解釈になるのかな、表決の仕方。

○坂倉広子委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 おっしゃるとおりです。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 すみません。それと確認です。オンラインを積極的に活用していくということではなくて、平山君、ここに書いておられるように、協議の場の開催の方法の特例のところ、「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生」と。これ以外に議長が認めるものやったと思うんですけれども、その条件に限りオンラインでもできるよという、そこには対応しますよという、あくまでも積極的な話ではなく、積極的にオンラインを開催するというのではなくて、そういった状況になったときにオンラインでも可能ですよという考え方で変わらないですか。

○坂倉広子委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 何かあったときにオンラインでも開催ができるように条例のほう整備する形となっておりますので、おっしゃるとおりとなっております。

○河村 孝委員 はい、了解しました。

以上です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、ここで採決を諮りたいと思います。

お諮りいたします。

鳥羽市議会議員政治倫理条例の改正について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

続きまして、鳥羽市議会会議規則の改正については、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 異議なしということで、ありがとうございます。

それでは、鳥羽市議会政治倫理条例及び鳥羽市議会会議規則の改正については、3月31日の議会で発議させていただきます。

次に、協議事項2、鳥羽の日条例、仮になるんですけども、の制定についてを議題といたします。

詳細については、山本副委員長より説明をいただきます。

山本副委員長。

○山本哲也副委員長 それでは、失礼いたします。

先日、鳥羽の日条例の申し送りの内容についてということで協議させていただきました。何とか条例をつくってほしいということ申し送るだけじゃなくて、その内容もぜひ一緒に申し送りしていただきたいということで、今回、提案者という形で私、山本哲也、濱口正久議員、瀬崎伸一議員、あと浜口一利議員と4人で申し送りの内容についてちょっと協議をさせていただきました。

資料、「鳥羽の日条例の申し送り内容について」というところを見ていただきたいなというふうに思うんですけども、まず申し送るところで、条例つくる理由といたしまして、今回、予算案を配付していただいているのを皆さん、確認しているかと思うんですけども、執行部のほうで記念日登録というところで予算見いただいています。そういったところで、議会もそれに応えて、鳥羽の日の条例をつくっていかうやないかというところで理由の一つとしてさせていただきました。

申し送りの内容について3点、ちょっと重点を置いて考えさせていただいて、まず、その条例の内容、どういった内容にするのかということなんです。もともと鳥羽の日ができたところのそもそものところに、まずやっぱり鳥羽を一つにして活気を見せたいというところがありましたんで、ぜひこの辺は入れていただきたいなというところ、鳥羽について考える一日にさせていただきたいというところを条例の内容として入れていただければなということなんです。

市の役割と市民の役割をしっかりと分けて記載をしてほしいというところと、市の役割については積極的関与をぜひうたっていただきたいというところなんです。観光的な側面もあるんじゃないかというところで、そういったところも入れていただきたいなというところと、ぜひみんなで盛り上げるというところを入れていただきたい

いなという話がありました。目的を達成するために誰が何をするのかというところをしっかりと意識して、明確に記載した条例にさせていただきたいというところがこの内容についてでございます。

次に、作り方・進め方については、前回、皆さんからも多く意見をいただきましたように、市民意見をしっかりと取り入れた条例にさせていただきたいと。それと、市側とも調整が必要じゃないかというところで、市民や皆さんに納得してもらえて初めて意味をなすんじゃないかというところで、この辺はしっかりと意見を聞いて進めていっていただきたいなというふうに思います。

最後、スケジュールについてなんですけれども、鳥羽の日までに条例策定を目指したいというところで、スケジュール的に9月議会で発議していただきたいなと。5年度の9月議会ですね、発議していただきたい。そういうスケジュール感を持って進めていただきたいということを申し送ろうやないかということで、以上、大きく3点のところを中心に話し合ってきました。

内容については以上でございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

説明は終わりました。

ただいまの説明について質疑等はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 よろしいでしょうか、ないということで。

それでは、ないようですので、ここで採決を諮りたいと思います。

山本副委員長の説明のとおり、本条例の制定については申し送りとすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、鳥羽の日条例については、今後も引き続き制定に向け協議することを申し送りにすることといたします。

次に、協議事項3、その他について、委員の皆様より何かご意見、ご提案がございましたらご意見を伺いたいと思います。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、本日の協議事項は全て終了といたします。

これをもちまして、議会改革推進特別委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時20分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年3月13日

議会改革推進特別委員長 坂 倉 広 子